

東邦大学研究倫理教育責任者会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東邦大学における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程第3条（不正防止のための取り組み）を実施するために必要な事を定める。

(目的)

第2条 本学において、研究活動に係る不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進する事を目的に、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施するために研究倫理教育責任者会議を置く。

(構成員)

第3条 研究倫理教育責任者会議は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者（副学長） 1名
- (2) 学部の研究倫理教育責任者 各学部1名
（学部のコンプライアンス推進責任者が推薦した専任教員）
- (3) 事務部門の研究倫理教育責任者（学事統括部長） 1名
- (4) 学長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 任期は4月から3月の1年とする。ただし、再任は妨げない。

(責任者会議の業務)

第5条 研究倫理教育責任者会議は、以下の事項を行う。

- (1) 研究倫理教育の企画・改善の検討
- (2) 研究倫理教育に関する周知・啓発活動
- (3) 研究倫理教育に関する研修または科目等の受講および受講状況・習熟度の管理監督
- (4) 研究倫理教育に関する事項のコンプライアンス推進責任者（学部長）等への報告
- (5) その他、研究倫理教育に関する事

(議長)

第6条 議長は第3条第1号の統括管理責任者が務める。

(事務局)

第7条 研究倫理教育責任者会議の事務局は学事統括部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は責任者会議で審議のうえ、東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会の承認を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、令和3年9月1日より施行する。